

みなかみ町高等学校等通学定期券購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、通学定期券（以下「定期券」という。）を購入して高等学校等に通学する生徒の保護者の経済的負担の軽減及び教育の機会均等並びに公共交通の利用促進を図ることを目的として、定期券を利用して高等学校等に通学する生徒の保護者に対し、みなかみ町高等学校等通学定期券購入補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、みなかみ町補助金等に関する規則（平成17年みなかみ町規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内に住所を有し、高等学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等学校その他の同法に定める学校のうち高等学校に準ずると認められる学校又は課程をいう。以下同じ。）に通学するために定期券を購入した生徒（高等学校等に在籍し、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）の保護者とする。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法で高等学校等へ通学するために購入した次の表に定める公共交通機関の定期券に係る費用とする。

公共交通機関	乗車区間
路線バス（鎌田線、猿ヶ京線及び水上線に限る。）	町内の停留所から高等学校等まで
電車	利根沼田管内の鉄道駅から高等学校等まで
新幹線	町内の鉄道駅から高等学校等まで

2 定期券の利用期間が会計年度をまたぐ場合は、日割り計算によって当該年度分の補助対象経費を算出するものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、定期券を購入した後、当該年度の3月1日から3月31日までにみなかみ町高等学校等通学定期券購入補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 在学を証明する書類
- (2) 定期券の写し又は購入した定期券の有効区間、有効期間、購入金額等が分かる書類

(3) その他町長が必要と認める書類

2 当該年度内において補助金の交付を申請できる期間は、当該年度の末日までとし、同日後の利用期間に対する補助金は、翌年度において申請するものとする。

(補助金の交付決定等)

第6条 町長は、前条第1項に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 当該申請者に対する補助金の交付決定通知は、補助金の交付をもってこれに代えることとし、不交付の決定をしたときは、みなかみ町高等学校等通学定期券購入補助金不交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第7条 町長は、補助金の交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 補助対象者の要件に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき。

(3) 定期券の払戻しをしたとき。

(4) その他規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(みなかみ町路線バス通勤通学定期券購入補助金交付要綱の廃止)

2 みなかみ町路線バス通勤通学定期券購入補助金交付要綱(令和5年みなかみ町告示第32号)は、廃止する。

(みなかみ町路線バス通勤通学定期券購入補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置)

3 この告示の施行の日前までに、廃止前のみなかみ町路線バス通勤通学定期券購入補助金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

4 前項に規定するもののほか、みなかみ町路線バス通勤通学定期券購入補助金交付要綱の廃止に伴う必要な経過措置は、町長が別に定める。